2026 年 2 月

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

「国内株式議決権行使の基本方針」の改正等に係るご案内

当社の「国内株式議決権行使の基本方針」を改正いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

１．主な変更点

（１）社外役員に対する独立性基準の厳格化に係る対応

社外役員（社外取締役・社外監査役）が長期間在任する場合、選任時に認められた独立性が、継続的な意思決定への関与によって損なわれる可能性があり、社外役員による監督・牽制機能の低下する懸念があると考えております。

従いまして、社外役員の在任期間に上限 12 年を設定し、これを超える場合には選任に反対を検討する基準を新設しました。

本基準の対象社外役員は、指名委員会等設置会社における全社外取締役、監査等委員会設置会社における監査等委員である社外取締役、監査役設置会社における社外監査役となります。なお、取締役に選任される直前まで監査役として在籍していた場合には、監査役としての在任期間を合算いたします。

（２）親会社や支配株主を有する企業に対する取締役会独立性基準の厳格化に係る対応

親会社や支配株主を有する企業では、意思決定が特定株主に偏るリスクが高く、ガバナンス強化の観点から独立社外取締役比率に関する基準を厳格化する必要があると考えております。

従いまして、当該企業の取締役会構成について、取締役に占める独立社外取締役の割合が過半数であることを求めることとし、これを満たさない企業に対しては取締役の再任に反対を検討することとしました。

２．中長期的な検討課題

当社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、更なるコーポレートガバナンスの強化が必要と考えております。

取締役会における経営の監督機能強化を図るためには、独立社外取締役の機能発揮が重要と捉えており、取締役会における社外取締役比率を過半数以上に引き上げるとともに、機関設計に関わらず独立性を求めていきます。

加えて、取締役会の多様性確保も重要な課題と認識しており、女性取締役の活躍促進を踏まえ、女性取締役比率の引き上げなどを検討してまいります。

なお、現時点では「国内株式議決権行使の基本方針」に上記課題を反映することは見送りといたしますが、エンゲージメント等を通じて発行体に要請するとともに、「国内株式議決権行使の基本方針」への反映についても検討してまいります。

3．改正後の国内株式議決権行使の基本方針

国内株式議決権行使の基本方針（2026 年 2 月改正）

以上